

岡情審査第169号

平成19年1月26日

岡山市長 高谷茂男様

岡山市情報公開及び個人情報保護審査会
会長 山口和秀

岡山市情報公開条例第16条の規定に基づく諮問について（答申）

平成18年2月3日付け岡福第2418-1号による下記の諮問について
次のとおり答申します。

記

（財）岡山市ふれあい公社に係るお客様の声に対する回答の実行方勧告に
ついての関連文書（以下「本件公文書」という。）の開示請求に対して一部
開示とした決定に対する異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）に
ついての諮問

第 1 . 審査会の結論

本件公文書に関して、岡山市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定は妥当であるから、本件異議申立ては棄却されるべきである。

第 2 . 異議申立て及び諮問の経緯

- 1 本件異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成 17 年 12 月 15 日、実施機関に対し、岡山市情報公開条例（平成 12 年市条例第 33 号。以下「条例」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づいて、本件公文書の開示請求を行った。
- 2 それに対して、実施機関は、同年 12 月 27 日付けで、本件公文書のうち、住所、氏名、郵便番号、電話番号、年齢、性別、個人の印影は、条例第 5 条第 1 号に規定する個人情報に該当し、また、本件公文書のうち次に掲げる内容については、文書として作成していないので不存在であることを理由として、一部開示の決定を行った。
 - (1) 「公社からの回答が必要なものについては、公社から回答するよう指示しています。」の指示文書
 - (2) 「北ふれあいセンター 4 階の湯沸室の入口通路についても、安全確保に努めるよう指示しています。」の指示文書
- 3 上記決定を受けた申立人は、実施機関に対し、平成 18 年 1 月 10 日付けで、本件一部開示処分は違法不当であるとして、本件処分を取消し開示するよう求めて、本件異議申立てを行った。
- 4 それに対して、実施機関は、同年 2 月 3 日、本件異議申立ての取扱いについて、条例第 16 条の規定に基づき、当審査会に本件諮問を行った。

第 3 . 実施機関及び申立人の主張の要旨

実施機関及び申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

- 1 実施機関の主張要旨
 - (1) 担当課は、岡山市ふれあい公社に対して、お客様の声に対する公社

からの回答が必要なものについては公社から回答するよう、また、北ふれあいセンター4F湯沸室の入口通路についても安全確保に努めるよう口頭で指示した。これは、口頭による指示であり、担当課としては文書は作成していないので、文書不存在による非開示処分とした。

- (2) また、異議申立人は、規程第3条の規定により、文書を作成して的確に指示するよう主張するが、事務を執行するにあたっては口頭による事務処理もあり、通常の事務を行う上で、その全ての事案について文書を作成することは不可能ではないかと考える。しかし、担当課としてもできるかぎり文書を作成するよう努力しているところであり、今後も引き続き努力していきたい。

2 申立人の主張要旨

- (1) 実施機関は、「お客様の声に対する公社からの回答が、必要なものについては、公社から回答するよう指示しています」と述べているが、ふれあい公社からは、私の提案について、一言の説明もないし、回答書もなく、その対応は不誠実極まりない。実施機関は、どういう内容の指示をし、この指示に対するふれあい公社の対応をどのように確認したのか。

また、実施機関は、「北ふれあいセンター4階の湯沸室の入口通路についても、安全確保に努めるよう指示しています。」と具体策を示さず、危機管理意識の見えない無責任極まりない指示をただけである。

実施機関は、「文書として作成していないので不存在」という無責任処分ではなく、岡山市文書取扱規程（平成15年市訓令甲第21号。以下「規程」という。）第3条の規定により「文書を作成」して的確に指示し、人身事故の防止やふれあいセンター利用者の意見、提案に対して誠実に対応し利用者の安全安心を与えるような運営に努める必要がある。

- (2) また、実施機関は、条例第1条（目的）に規定する説明責任を全うするよう注力する必要がある。

- (3) 文書作成は規程のみに規定されているのではない。条例第35条(公文書の作成及び保存)の「実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、必要な公文書を作成するとともに、公文書を適正に管理するものとする。」との規定に反することのないよう留意する必要がある。

第4．審査会の判断

実施機関と申立人との間における本件の争点をめぐる諸問題に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

1 本件公文書について

本件公文書は、平成17年12月5日付け岡福第1990号『「(財)岡山市ふれあい公社にかかるお客様の声に対する回答の実行方勧告について(依頼)」について(回答)』関連文書で、その内容としては次に掲げる文書である。

(1) 伺(起案-決裁)文書

(2) 「公社からの回答が必要なものについては、公社から回答するよう指示しています。」の指示文書

(3) 「北ふれあいセンター4階の湯沸室の入口通路についても、安全確保に努めるよう指示しています。」の指示文書

このうち、(1)については、本件異議申立ての対象となっていない。

また、(2)及び(3)について、これらがともに作成されておらず不存在であることについて、申立人と実施機関との間に争いはないことが認められる。

2 「文書作成義務違反」等の主張について

申立人は、本件公文書のうち前項(2)及び(3)の文書については、規程第3条や条例第35条により文書作成義務が定められており、これに違反するものである。また、条例第1条の説明責任を果たすべきであると主張している。

これに対して実施機関は、規程第3条、条例第35条は、すべての事

務について文書の作成を義務付けたものではなく、ふれあい公社に対しては口頭で指示を行なったため文書は存在しないと主張している。

当審査会が行った調査でも、これらの文書が作成された事実は認められなかった。

ところで、申立人の意見（反論）書等における主張は、公文書の非開示処分に対する異議というよりも、その主要な部分において、市ふれあい公社（北ふれあいセンター）のお客様の声に対する対応や安全管理などその管理運営上の問題性を指摘し、その改善のための指導を担当課（福祉援護課）に強く求めるものである。その主張内容の当否は別にして、実施機関である担当課が口頭による指示で指導を行ったこと自体が、「必要な公文書を作成するとともに、…適正に管理するものとする」と規定する条例第35条や、条例の目的を定めた第1条等に違反すると断定する理由ないし根拠となるわけではない。

したがって、実施機関が文書不存在を理由に非開示とした処分は妥当であると判断する。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、「第1．審査会の結論」のとおり判断するものである。

第5．審査会の処理経過

当審査会における処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成18年 2月 3日	諮問書の收受
平成18年 2月28日	実施機関側意見書の收受
平成18年 3月27日	申立人側意見書の收受
平成18年 4月17日	審 議
平成18年 5月22日	審 議
平成18年 6月19日	審 議
平成18年 7月24日	審 議
平成18年 8月21日	審 議
平成18年 9月15日	審 議
平成18年10月16日	審 議
平成18年11月27日	審 議
平成18年12月25日	審 議
平成19年 1月22日	審 議
平成19年 1月26日	答 申